

MIZBERING よどがわにぎわいプロジェクト

「淀川アーバンキャンプ2017」

短期イベント型

募集要項

(2017年3月)

目次

1. はじめに	1
1-1.趣旨と目的	1
1-2.これまでの取り組み	1
2. 募集内容	2
2-1. 開催日時	2
2-2. 開催場所	2
2-3. 出店ブースの設定	3
2-4. 出店について	3
2-5. 出店料等について	4
2-6. 出店条件について	4
3. 応募方法	6
3-1. スケジュール	6
3-2. 応募方法	6
3-3. 事業者選定方法	7
4. 参加条件等について	8
4-1. 運営会議への出席	8
4-2. 応募者の参加条件について	8
4-3. 取り組みの実施条件について	9

1. はじめに

1-1.趣旨と目的

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（淀川河川公園管理センター）と大阪商工会議所は、淀川の河川空間を活用した新たな賑わい創出モデル事業として、「淀川アーバンキャンプ 2017」を開催します。

淀川では、地域の人々が淀川のもつ豊かな自然環境をより身近に、より快適に親しめるよう、また淀川のポテンシャルを活かした大阪の新たな観光・集客拠点としての可能性を高めるため、官民連携による新たな賑わいづくりを進めています。

「淀川アーバンキャンプ 2017」では、官民連携による賑わい創出に加え、淀川の豊かな自然をより体感し学んでいただくことをテーマとして、子どもたちに淀川の自然や新たな屋外での楽しみ方を伝える「淀川アーバン林間学校(仮称)」を主催者で企画しており、このテーマに親和性のある提案を歓迎します。

上記を踏まえ、今年度の賑わい創出モデル事業では、官民連携による新たな賑わい創出に向け、2つの事業者公募を実施します。

1つ目は、淀川アーバンキャンプ 2017 のコア期間に実施する短期イベントへの出店者を募集する【短期イベント型】の公募です。【短期イベント型】の事業者公募では、広くイベント出店事業者を募り、民間事業者とともに魅力ある賑わい創出イベントを行い、淀川の魅力をより高めながら、大阪の新たな賑わい拠点としてのポテンシャルを広く周知していく事を目的としています。

2つ目は、約3ヶ月間の長期間に、事業を主体的に実施する民間事業者を募集する【長期提案型】の公募です。【長期提案型】の事業者公募を通して、官民連携による賑わい創出に向けた、民間事業者の主体的な事業を受け入れる仕組みづくりと、民間事業の継続可能性を検証します。

本要項は、上記の趣旨に賛同し、淀川の新たな魅力づくり、賑わいづくりに資する【短期イベント型】の事業に参画する事業者を募集するものです。

1-2.これまでの取り組み

国土交通省では平成 26 年 3 月、身近にある川をほとんど意識していない人々や民間企業に対し、川の価値を見いだす機会を提供する取り組みとして「ミズベリング・プロジェクト」を開始しました。淀川でも、このプロジェクトの一環として、平成 27 年 9 月に「淀川アーバンキャンプ 2015」を、平成 28 年 9 月に「淀川アーバンキャンプ 2016」を開催しました。

2. 募集内容

2-1. 開催日時

(1) 開催日程

「淀川アーバンキャンプ 2017」における出店可能日を以下に示します。

平成 29 年 9 月 30 日 (土)、10 月 1 日 (日)、 10 月 7 日 (土)、10 月 8 日 (日)、10 月 9 日 (月祝)

※開催期間中、他のイベント等の関係で出店場所や時間に変更が生じる場合があります。

(2) 開催時間

コア時間は、11:00～17:00 です。

※コア時間は、事業者は必ず営業やプログラムを実施してください。

※コア時間（11:00～17:00）以外の営業やプログラムの実施については、提案内容に応じて主催者と応相談とします。

※園内への車両ゲート（一般利用者）の開門時間は以下の通りですが、関係者車両の搬入及び搬出時の車両ゲートの開閉については、別途調整するものとします。

9～10月	9時～17時（土日：7:00～17:00）
-------	-----------------------

※

2-2. 開催場所

淀川河川公園の下記に示す出店エリア（西中島地区及びその周辺）及び水辺エリアとする。

- ・ ただし、提案内容によっては、対象エリア外の出店も可能とします。
- ・ 出店位置は、事業内容を元に主催者側で決定させていただきます。



2-3. 出店ブースの設定

(1) 募集ブースについて

- ・ 募集ブース数：全 20 ブース程度
(関係各所との調整等により、ブース数が変動する場合があります)

(2) ブースサイズ

- ・ 2.7×3.6m(小)サイズ、又は 3.6×5.4m(大)サイズとします。
※テントが必要な事業者は申請時に申し込んで下さい。有料で貸し出します。
- ・ ケータリングカーの場合は、1 応募者につき 6×4m のスペースを提供。
- ・ アクティビティや展示等については、提案内容を受けて主催者側で出店スペースを決定します。
- ・ 出店料等については、2-5 に詳述。

2-4. 出店について

「淀川アーバンキャンプ 2017」では、以下のような出品物やサービスを推奨します。

(1) 出店内容

出店内容については、以下に示すカテゴリを想定していますが、複数にまたがる提案や独自提案も可能とします。

カテゴリ	内容
飲食	■ カフェ、地ビール、スローフード、キッチンカー 等 ・屋外での滞在を豊かにする、食材や製法にこだわった飲食物 ・淀川アーバンキャンプオリジナルの商品 等
展示・物販	■ アウトドア・キャンプ用品、BBQ 用品 等 ・オリジナルのアウトドア・キャンプ用品、BBQ 用品の展示を含む販売 ・アウトドア・キャンプ用品、BBQ 用品等を使った体験会 ・その他、オリジナリティのある製品紹介や、屋外で楽しめるワークショップ等の体験を含めた展示・販売 等
体験プログラム	■ アウトドアワークショップ、スポーツ体験会、自然観察会 等 ・河川敷空間を活かしたワークショップやスポーツ体験等のプログラム ・河川敷空間を活かした自然体験や観察会等のプログラム 等
水辺アクティビティ	■ クルーズ、カヌー体験、サップ体験 等 ・淀川の水辺を活かした水辺アクティビティの体験プログラム 等

2-5. 出店料等について

(1) 出店料等の設定

出店料等については、下記のとおり徴収します。

【出店料(面積使用料)】

テントやケータリングカー等の設置面積に応じた額

$$\text{出店料(1円未満切り捨て)} = \text{各事業者の設置物の面積(m}^2\text{)} \times 20 \text{円/日}$$

下記のもので追加で設置される場合は設置面積に含まれ出店料徴収の対象となります。

・展示販売用にテント等(移動が容易でないもの)を持ち込んで設置する場合

※テントを持ち込まれる場合又はケータリングカー等を持ち込まれる場合は、事前にサイズやデザイン等を報告し、安全面や会場全体のデザイン面から使用可能かの協議を行う必要があります。

【テント貸出し料】※主催者からテントを借用される場合

小テント1張りあたり：200円/日

大テント1張りあたり：400円/日

【電気使用料】※電気を使用する場合

1ブースあたり 1,000円/日 (1事業：2口・単相100V、15A、1回路)

※使用する面積及び使用を希望する設備について申請時に設備等使用申請書(様式3)にて申し込んで下さい。

※出店料等は、実費の一部負担として徴収します。

(2) 出店料等のお支払方法について

第1回運営会議にて徴収いたしますので、出店料等をご準備下さい。運営会議の日程については、主催者からの出店確定のご連絡の際にご案内します。

※出店料等が未払いの事業者は、出店することはできません。

※支払い完了後、主催者が開催を中止した場合、出店料等を返金します。

(3) 出店料等について

淀川アーバンキャンプ2017【短期イベント型】では、河川及び淀川河川公園の施設等を活用し、官民連携による賑わい創出に向けた仕組みづくりに取り組んでいます。今年度の社会実験では出店料等を設け、公園の既存施設の活用として、事業者への有償貸し出しの可能性を検証します。

これらを踏まえ、今後の淀川における官民連携による継続的な賑わい創出のあり方や、そのための仕組みづくりについて検討していきます。

2-6. 出店条件について

出店にあたっての諸条件を以下に示します。

(1) 出店内容について

【飲食】

- ・ 淀川河川公園（西中島エリア）管轄の保健所の指導に従い、必要な許可を受けて飲食物の販売を行って下さい。

【展示・物販／体験プログラム／水辺アクティビティ】

- ・ 展示・物販についても、ワークショップや体験を含む内容を推奨します。
- ・ 安全性を確保できる内容としてください。

(2) 主催者が用意する設備について

【各ブース設備】

- ・ テント（2.7×3.6m(小)、又は3.6×5.4m(大)）：1事業につき1張りを申請に応じて有料で貸し出します。
- ・ テーブル（W1.8m×D0.6m×H0.7m）（無料）：1ブースにつき2台まで
- ・ 電気（単相100V、15A、1回路）：1事業につき2口を申請に応じて有料で用意します。

※テント又は電気が必要な事業者は申請時に設備使用申請書（様式3）にて申し込んで下さい。有料で用意します。

【共用設備】

- ・ 手洗い：簡易手洗い場2基
- ・ 仮設トイレ：4基
- ・ 来場者用ゴミ箱

(3) 事業者が用意する設備等

- ・ (2) 以外の出店に必要な什器・設備等一式
- ・ 飲料水（飲食ブース）

※火器及び設置物については、主催者の許可が必要となります。

※事業者が用意する設備等にかかる資材の調達、設営、撤去、原状復旧に関する費用は事業者の負担とします。

(4) 装飾、のぼり等について

- ・ テント内での装飾や商品紹介の方法は自由とします。
- ・ テント外やテントの外周部等での過剰な装飾やのぼりの掲出は原則禁止とします。

(5) ゴミ等の持ち帰りについて

- ・ 出店にともなうゴミ類（雑排水も含む）については、すべて事業者がお持ち帰りください。

(6) キャンセルについて

- ・ 審査結果の通知後、キャンセルすることはできません。
- ・ 事業者の都合により出店されなかった場合においても、出店料等は返却いたしません。
- ・ 荒天・災害等、開催に困難な事由が発生し、やむを得ず、主催者が開催を中止した場合、出店料等は徴収せず、返却いたします。

3. 応募方法

3-1. スケジュール

- ・ 事業公募及び実施に向けたスケジュールは下記の通りです。

- (1) 募集期間：平成 29 年 3 月 27 日（月）～6 月 23 日（金）17:00 まで
- (2) 現地説明会：上記期間中に現地説明会を実施予定。
- (3) 質問受付：平成 29 年 6 月 9 日（金）17:00 まで

質問票（様式 4）に記載の上、メールにて事務局まで提出。

質問回答：平成 29 年 6 月 16 日（金）までに事務局よりメールにて回答。

- (4) 事業者選考：平成 29 年 6 月 26 日（月）～7 月 10 日（月）
ヒアリング：平成 29 年 6 月 26 日（月）～6 月 30 日（金）
※書類審査の上、必要に応じて追加ヒアリングを実施します。
- (5) 平成 29 年 7 月 10 日（月）以降：選定事業者の発表
- (6) 平成 29 年 7 月 11 日（火）以降：順次ヒアリング、打ち合わせを予定しています。
（許認可にかかる資料等の作成含みます）

3-2. 応募方法

- (1) 募集期間：平成 29 年 3 月 27 日（月）～6 月 23 日（金）17:00 まで
- (2) 応募書類：応募申請書（様式 1）、企画提案書（様式 2）、設備使用申請書（様式 3）
- (3) 応募書類の提出：メールにて以下の事務局宛に応募書類を提出ください。なお、応募書類受領の確認連絡は、事務局より応募者に対して翌営業日中に行います。
- (4) 注意事項：「4. 参加条件等について」を熟読し、条件を満たすことを確認の上、応募してください。

【提出先・問い合わせ先】

「淀川アーバンキャンプ 2017」事務局
淀川河川公園管理センター 担当 企画運営課
メール：yodo-kikaku@yodogawa-park.com
電話：06-6994-0006（担当：来嶋、橋本、永濱）

主催：国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所、大阪商工会議所

(5) その他注意事項

- ① 事業提案書類等に使用する言語は日本語とします。
- ② 応募にかかる経費は全額事業者の負担とします。
- ③ 書類の不備があった場合には、審査の対象とならない場合があります。

- ④当該募集の保留、延期又は取り止め若しくはその他募集に関する重要事項等を連絡する場合は、以下のホームページに掲載するので定期的に確認して下さい。なお、連絡事項の確認を行わなかったことにより、事業者が被った損害については、主催者は一切の責めを負いません。

【URL：http://www2.kasen.or.jp/yodogawa_uc】

3-3. 事業者の選定

(1) 審査会

- ・ 審査会で応募いただいた内容を公平に審査します。なお、審査会については非公開とし、内容の照会等にはお答えしません。
- ・ 審査会実施予定日：平成 29 年 7 月 7 日(金)

(2) 審査基準

- ・ 事業者選定については、様式 1、様式 2 による書類審査及び、ヒアリングを基に、「4. 参加条件について」に記載の条件に合致する応募者より、次の審査項目に従い、応募書類を公平に審査します。

審査項目	審査内容
趣旨の理解との合致	主催者が示す趣旨を理解し、淀川アーバンキャンプ 2017 の出店を通して、淀川の新たな魅力向上、賑わい創出に寄与する事業であるか。 また、メニュー・料金が適切で、安全に実施できる提案内容となっているか。
新規性・創造性	淀川の良さを活かし、淀川のイメージやブランド向上に資する新規性・創造性の高い事業であるか。
継続性	継続的に淀川の賑わいづくりに関わっていく意思があるか。また、具体的な展開イメージがあるか。
デザイン性	淀川アーバンキャンプのイメージに合い、購入者を惹き付ける魅力的な店舗デザインを目指されているか。他の出店ブースとの調和や、河川公園の景観との調和が図られているか。
実現可能性	実施体制が適切で、実現可能性の高い内容か。
実績	水辺や公園等の公共空間での過去の実績の有無。

(3) 審査結果の発表

- ・ 発表日：平成 29 年 7 月 10 日(月)以降
- ・ 応募者に連絡するとともに、淀川河川事務所ホームページにて、選定された事業者名及

び事業の概要を公表するものとし、審査において選定された事業者のみ出店することができます。

※なお、選定内容及び結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じません。

4. 参加条件等について

4-1. 運営会議への出席

- ・ 選定された事業者をメンバーとする「淀川アーバンキャンプ 2017 運営会議」を設置、開催します。
- ・ 事業者間の具体的な調整や環境整備手法の検討、関係機関との調整等本取り組みの円滑な実施を目的としています。
- ・ 事業者は、7月中～下旬に開催予定の第1回運営会議及び開催直前に開催する第2回運営会議に必ず出席してください。

4-2. 応募者の参加条件について

- ・ 応募者の参加条件は以下の通りです。
 - (1) 本社会実験に応募する淀川の賑わいづくり事業を実施できる事業者等であること。
 - (2) 本社会実験の趣旨、目的を理解の上、「4-3. 取り組みの実施条件について」を厳守し、実施することができる事業者等であること。
 - (3) 事務局との打ち合わせ、他の事業者との調整、運営会議等に参加する事業者等であること。
 - (4) 主催者が企画する淀川アーバン林間学校(仮称)へのプログラム提供にご協力いただけること。
 - (5) 本事業に応募する取り組みが公序良俗に反しない事業者等であること。
 - (6) 応募にかかる費用は、応募する事業者等が負担すること。
 - (7) 「民事再生法」、「会社更生法」に基づく手続きを行っていない事業者等であること。
 - (8) 本事業に応募する取り組みが法令等の規定により許認可等を必要とする場合は、許認可等の条件となる免許を有している事業者等であること。
 - (9) 自己または、自己の役員等が次のいずれかに該当しないものであること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ）又はそれらの利益となる活動を行う団体である者
 - (イ) 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等している者

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

4-3. 取り組みの実施条件について

- ・ 取り組みの実施条件については、以下の通りです。
- (1) 事業者は、主催者の指導監督に従うこと。
- (2) 大雨等による出水時等には、主催者判断により、事業の中止及び設備等の撤去を求める。事業者は主催者判断に従い、速やかに対応すること。
- (3) 事業者は、災害時等に備えて、責任者や窓口等連絡体制を構築し、主催者に届け出ること。また、災害発生時には、避難等について主催者の指示に従うこと。
- (4) 事業者による事業が関係法令に違反し又は応募内容に背馳し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他公益上やむを得ない必要がある場合には、主催者は、事業を取りやめさせることがある。
- (5) 事業者は、設備（工作物）の設営又は事業が原因し、河川管理施設を損傷したときは、すみやかに主催者に届け出て、その指示に従うこと。また、設備（工作物）の設営又は事業が原因し第三者に損害を与えた場合は、事業者が解決にあたること。
- (6) 事業者は、運営会議に出席し、主催者が指定する事業実施に関わる書類（火器・設置物申請書 等）を主催者に提出すること。
- (7) 事業が終了したあと、主催者は、河川管理施設を現状に回復する等、河川管理上必要な措置を指示することがある。事業者は、当該原状回復終了後、主催者の検査を受けること。
- (8) 事業者は、事業の実施にかかる自らのリスクが担保できる保険に加入すること。事業者は、設備（工作物）の設置及び食品（物品）の販売、プログラムの実施に関して発生した事故・苦情に対しての全ての責任を負うこと。
- (9) 事業者は、特に緊急性を要する場合、主催者による設備（工作物）や物品等の撤去を認めること。また、この場合の主催者による補償は行わない。
- (10) 事業者は、近隣に対して、騒音や視線、照明、衛生等の配慮を行うこと。
- (11) 事業者は、近隣による苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。
- (12) 事業者は、衛生的な環境確保のため、事業により発生したごみ及び排水は適切に処分すること。
- (13) 事業者は、本事業の効果を検証するため、各種調査（事業実績、事後アンケート等）に協力すること。

- (14) 事業者は、参加にあたり事務局を通じて、関係者、地域との調整を行うこと。(事業の実施位置、大きさ、営業時間や期間、周辺環境への配慮策等)
- (15) 各種法令を遵守し、必要に応じて警察、保健所、消防等との調整を行うこと。

平成 29 年 月 日

応募申請書

淀川河川事務所 様

【申請者】 所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

募集要項の内容を了承し、参加条件を満たしているため、MIZBERING よどがわにぎわいプロジェクト・「淀川アーバンキャンプ2017」における出店に応募します。

■ 応募者概要

1.団体名及び担当部署	
2.所在地	
3.代表者氏名	
4.設立年月日	
5.従業員数	
6.電話・FAX 番号	(電話) _____ (FAX) _____
7.事業内容	

■ 応募書類に関する問い合わせ先

1.所属、役職	
2.担当者氏名	
3.電話番号	
4.FAX 番号	
5.メールアドレス	

企画提案書

1.出店希望日 ※実施希望日が複数の場合は、欄を増やしてご記入ください。	1	月 日 () ____ : ____ ~ 月 日 () ____ : ____ 【内、準備】 月 日 : ~ 月 日 : 【内、撤去】 月 日 : ~ 月 日 :	
	2	月 日 () ____ : ____ ~ 月 日 () ____ : ____ 【内、準備】 月 日 : ~ 月 日 : 【内、撤去】 月 日 : ~ 月 日 :	
	3	月 日 () ____ : ____ ~ 月 日 () ____ : ____ 【内、準備】 月 日 : ~ 月 日 : 【内、撤去】 月 日 : ~ 月 日 :	
2.出店希望エリア	①西中島エリア ②水辺エリア ③その他 ()		
3.出店カテゴリ ※該当する全てのカテゴリに○をつけること。	①飲食 ②展示・物販 ③体験プログラム ④水辺アクティビティ ⑤その他 ()		
4.出店内容 ※①出店内容：淀川アーバンキャンプにあった内容か。安全に実施できる内容か。 ※②新規性・独創性：淀川の賑わい創出にむけて新規性・独創性があるか。 ※③メニュー・料金：販売、参加料、サービス料、事業に対する対価を徴収する場合、その価格を記載すること。 ※④出店後の展開イメージ：淀川の賑わい創出に継続的に関わる意向があるかどうか。また賑わいづくりの展開イメージ等があれば記載すること。	①出店内容 ②新規性・独創性 ③メニュー・料金など ④継続的な展開イメージ		
5.出店イメージ ※出店ブースのデザインイメージを記載すること。(他イベント等での出店時写真、ブースのイメージ写真、出店内容が分かる写真などを使い、出店イメージが伝わるように記載すること)			
6.実施体制	準備：____名	当日：____名	撤去：____名
7.過去の公園や水辺など公共空間における取り組みの実績			

設備等使用申請書

テントやケータリングカー等を設置する面積及び使用を希望する設備について、下記の一覧に必要事項を記載の上、提出してください。

■テントやケータリングカー等を設置する面積

設備	寸法(※1)	面積㎡	単価(※2)	出店予定日数	出店料
			20 円/日 /㎡		
			20 円/日 /㎡		
			20 円/日 /㎡		

(※1)主催者から借用するテントを使用する場合は、下表に記載の寸法を記入して下さい。

(※2)1㎡あたり20円/日

■使用を希望する設備

設備	詳細	単価	使用の有無	出店予定日数	設備使用料
テント	テント小(2.7×3.6m)	200 円/日			
※1 事業につき 1 張り	テント大(3.6×5.4m)	400 円/日			
電気	2 口：単相 100V、15A、 1 回路	1000 円/日			
※1 事業につき 2 口（単相 100V、 15A、1 回路）					
テーブル	W1.8m×D0.6m×H0.7m	—	台		—

出店料等合計	円
--------	---

質問票

応募団体等の名称		
担当者	所属	
	氏名	
連絡先	電話番号	
	eメールアドレス	

※ 質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

質問 (複数ある場合は、○印等で、質問の区分がわかるようにしてください。)

申込期限：平成 29 年 6 月 9 日(金)17:00 必着
送 信 先：淀川アーバンキャンブ 2 0 1 7 事務局
メールアドレス：yodo-kikaku@yodogawa-park.co

※ 本様式に記入の上、eメールに添付し、送信してください。

(口頭または電話・FAXによる申し込みは受けいたしません。)

※ Eメール送信にあたっては、「件名」の始めに「淀川アーバンキャンブ 2 0 1 7 賑わい創出事業質問票」と明記してください。